

参加
無料

介護事業所・障がい福祉サービス事業所のみなさま



令和 4(2022) 年 8 月から申請開始！

福祉・介護職員処遇改善 新加算の申請・活用 オンラインセミナー

注目の法改正
も合わせて
解説します！

新たに新設される制度についてアドバイザーが詳しく解説します！

対象

介護
事業所

6 / 15・22 / 7 / 6・13
(水) (水) (水) (水)

障がい
福祉
事業所

6 / 16・23 / 7 / 7・14
(木) (木) (木) (木)

時間 各回 14:00 ~ 15:00 定員 各回 先着 100 名 *対象事業所の各回は同じ内容です。ご都合の良い日程でご参加ください。

セミナー内容

第 1 部 新加算の解説

- 制度の説明
- 計画書の記載要領
- 活用のすすめ
 - ・ 賃金改善の方法
 - ・ 支給時期のポイント など

第 2 部 法改正の解説・対策

- 育児介護休業法の改正
- 労働施策総合推進法 (パワハラ防止法) の対策
- 業務継続計画 BCP 義務化の対応

申込方法

TMC のホームページから申込みができます。
<https://www.tmc-jinji.com/info/92>

お問い合わせ 担当：會川（あいかわ）
株式会社 TMC 経営支援センター コンサルティング部
TEL:0287-67-3023 Mail:kyouiku@tmc-jinji.com

申込みフォーム



セミナー終了後のアンケートにお答えいただくと、セミナー資料をお送りします。
また、無料個別相談も受付ます。

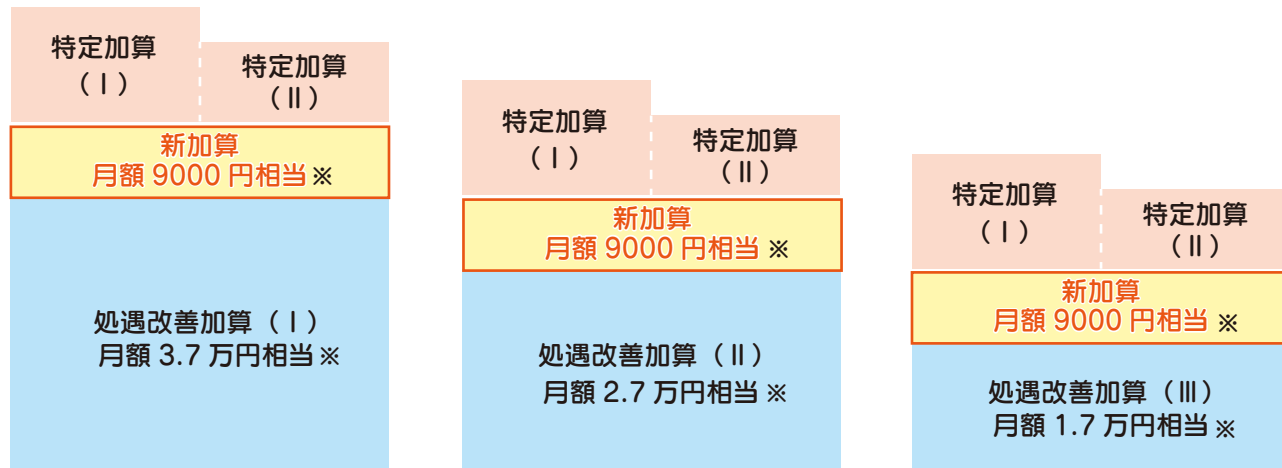


福祉・介護職員処遇改善「新加算」*1 とは

*1 福祉・介護職員処遇改善「新加算」は施行前の制度であり、今後、制度内容や名称は変わる場合があります。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、令和4年2月から9月の間、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の事業が実施されました。令和4年10月からは、同様の処置として、処遇改善加算、特定加算に加えて、新たな加算として始まります。

新加算のイメージ



※ 事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付

● 算定要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- ② 補助額の 2/3 は福祉・介護職員等のベースアップ（基本給、毎月支給される手当等）の引き上げに充てること。※就業規則等の改訂が必要な場合もあります。

● 支給対象者

福祉・介護職員（事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てることも可能です）

● 申請期限

令和4年10月から加算を受けるためには、8月に申請が必要です。



法改正をチェック！

○育児介護休業法の改正、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）への対応

改正育児介護休業法・改正雇用保険法（2021年6月9日公布）により、令和4年4月1日から、育児休業を取得しやすい雇用環境整備や個別の周知・意向確認の措置の義務付けなどが始まりました。

またパワハラ防止措置の義務化によって、中小企業でも事業主からの周知・啓発や相談に適切に対応するための体制の整備が必要です。就業規則や職場内体制等の見直しはお済でしょうか。

○BCP（事業継続計画）の策定や訓練の義務化

令和3年度介護報酬の改定により、BCP（事業継続計画）の策定や訓練が義務づけられています。

皆さんの事業所等では準備できていますか。令和2年7月豪雨では、九州で立派な計画が策定されていたものの機能せず利用者14名が亡くなりました。

自治体での災害対応を行った経験者が、機能する計画策定、訓練のお手伝いをします。